分割組合等をいう。以下同じ。）」と、同号イ中「第八十四条第一項」とあるのは「第百八条の十二第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、同号ロ中「前号ロに掲げる日」とあるのは「第百八条の十五において準用する第六十六条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日」と、同項第三号中「合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会（第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員（第百一条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「組合員」とあるのは「組合員又は所属員」と、第八十四条の四第二項中「合併後存続する組合」とあるのは「新設分割組合等」と、「組合員」とあるのは「組合員又は所属員」と、同項ただし書中「第八十四条の二第一項」とあるのは「第百八条の十四第一項」と、第八十五条第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「出資組合にあつては組合員（准組合員を除く。）、第百一条第二項に規定する出資連合会にあつては会員である組合又は連合会の役員」と、同条第三項中「第四十四条第九項本文、第十項及び第十一項」とあるのは「第四十四条第十項及び第十一項並びに第百五条本文」と、第八十六条中「合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合」とあるのは「新設分割設立連合会」と、第八十七条の二第一項中「合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合の理事は」とあるのは「新設分割組合等の理事は、新設分割設立連合会の理事と共同して」と、「これらの組合が承継した合併によつて消滅した組合」とあるのは「新設分割設立連合会が承継した新設分割組合等」と、同条第三項及び第四項中「組合員及び組合の債権者」とあるのは「新設分割組合等又は新設分割設立連合会の組合員、所属員及び債権者その他の利害関係人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設分割による権利義務の承継）

第百八条の十六　新設分割設立連合会は、その成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割組合等の権利義務を承継する。

2　前項の規定にかかわらず、新設分割組合等の債権者であつて、前条において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたもの（同条第三項に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、新設分割計画において新設分割後に当該新設分割組合等に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割組合等に対して、当該新設分割組合等が新設分割設立連合会の成立の日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、新設分割組合等の債権者であつて、前条において読み替えて準用する第六十六条第二項の規定による各別の催告を受けなかつたものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立連合会に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、当該新設分割設立連合会に対して、その承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4　新設分割組合等は、新設分割設立連合会の成立の日に、第百八条の十三第一項第四号及び第五号に掲げる事項についての新設分割計画の定めに従い、当該新設分割設立連合会の会員となる。

（労働契約についての会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律の準用）

第百八条の十七　新設分割に伴う労働契約の承継に関しては、新設分割組合等は、次項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項に規定する通知期限日までに、当該労働者と協議をするものとする。

2　会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条から第八条までの規定は、前項の労働契約の承継について準用する。この場合において、同法第二条第一項中「会社法第五編第三章及び第五章の規定による分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ。）」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割（以下「分割」という。）」と、同法第四条第四項、第五条第三項並びに第六条第二項及び第三項中「会社法第七百五十九条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十四条第一項又は第七百六十六条第一項」とあるのは「森林組合法第百八条の十六第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設分割の無効の訴えについての会社法の準用）

第百八条の十八　会社法第八百二十八条第一項（第十号に係る部分に限る。）及び第二項（第十号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第十号に係る部分に限る。）、第八百三十五条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第一号から第三号まで及び第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は新設分割の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第十号中「株主等若しくは社員等」とあるのは「組合員、所属員（森林組合法第百一条第一項第一号に規定する所属員をいう。以下同じ。）、理事、監事若しくは清算人」と、「株主等、社員等」とあるのは「組合員、所属員、理事、監事、清算人」と、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「組合員又は所属員」と、同項ただし書中「株主が取締役」とあるのは「組合員又は所属員が理事」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第百八条の十九　第百八条の十二から前条までに定めるもののほか、新設分割に関し必要な事項は、政令で定める。

第百九条第二項中「及び第三十二条」を「、第三十二条、第三十三条及び第三十五条」に改め、同条第三項中「。」の下に「、第四十五条第三項中「合併」とあるのは「合併又は第百八条の十二第一項に規定する新設分割」と、第六十三条第二号中「第八十八条の二第一項」とあるのは「第八十八条の二第一項若しくは第百八条の四第一項」と、同条第四号中「第九条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項第二号、第三号若しくは第六号に掲げる事業」とあるのは「第百一条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十八号に掲げる事業」と」を加え、同条第五項中「第八十四条から」の下に「第八十八条までの規定は連合会の合併について、第八十九条から」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「解散及び」を削り、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、「第四十四条第九項本文」の下に「、第十項及び第十一項」を、「第百五条本文」の下に「並びに第百九条第三項において準用する第四十四条第十項及び第十一項」を加える。

第百十五条の見出し及び同条第一項中「議決」を「決議」に改める。

第百十六条　削除

第百二十二条第一項第六号の三中「、第六十六条第一項（第八十四条第四項（第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第百条第二項及び第百八条の三第二項」を「第八十四条の三第一項（第八十八条の五第一項、第百条第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五」に改め、「第八十七条の二第二項（第百条第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五」に改め、同項第七号を削り、同項第六号の四中「第百条第四項、第百八条の七、第百八条の三第二項」を「第八十八条の五第一項、第百条第四項、第百八条の三第二項、第百八条の七、第百八条の十五」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十二号及び第十三号の二中「第百八条の三第二項」を「第八十八条の五第一項、第百八条の三第二項及び第百八条の十五」に改め、同項第十四号中「第六十六条」を「第六十六条第二項」に改め、「」において」の下に「読み替えて」を加え、「又は」を「第八十八条の五第一項において読み替えて準用する第六十六条第二項若しくは第六十七条第二項の規定に違反して出資組合若しくは出資連合会の第八十八条の二第一項に規定する吸収分割をし、」に、「した」を「し、第百八条の七において読み替えて準用する第六十六条第二項若しくは第六十七条第二項の規定に違反して出資連合会の第百八条の四第一項に規定する吸収分割をし、又は第百八条の十五において読み替えて準用する第六十六条第二項若しくは第六十七条第二項の規定に違反して出資組合若しくは出資連合会の新設分割をした」に改め、同項第十六号の二中「含む。）」の下に「、第八十八条の四第四項、第百八条の六第四項又は第百八条の十四第三項」を加え、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。